

明治維新以降戦前の理美容に関する法令の制定と改正について

倉田 研一

はじめに— 本稿の前史¹と目的—

美容や理容の歴史は古く、今では個人の容姿を演出するための考え方であり方法として、なくてはならぬ存在である。一方施術者側から見た場合そこには、取締りの対象者として下層社会に生きてきた人々の逆境を乗り越えようとする歴史も読み取れるのである。

現在の美容師の前身である「女髪結」²は、髪型が残っていながらその起源は判然とせず、江戸期奢侈禁止令に触れ公認されず、記録は限られている。髪を自身で調えることは武家の大人の女の嗜みという考え方が支配的であった時代、花柳界や遊女や夜鷹など最下層の人たちとの関係も深く時に売春の手引きもしていた者もいた。さらに顧客訪問で得た個人情報をも漏洩するなど、これらによって賤しい者と見なされていた。

明治以降女髪結が顕在化するのには、課税対象となり取締規則で開業に届け出が義務付けられて以降だと考えられる³。

一方理容師の前身である髪結は、江戸初期から存在は認められ、経済の発展とともに都市では髪結の組織化が進んだ。組織も時代によって変遷するが、大きく土地の権利を持つ株主⁴とそこで実際に仕事をする髪結とに分かれる。髪結たちは、「髪結仲間」を組織して同業者の乱立を抑制し、その髪結自身は、親方として手間取り(職人)と弟子(徒弟)をおくというように、ここに階層化も生まれていった⁵。また髪結達たちの中には、軒先の床を借り受けての営業や、橋詰での営業をしていた者もいて、これを奉行所に認めてさせる代わりとして、つまり冥加として奉行所の牢番や探索方といった役割の一端を担っていった⁶。

髪結は公認されたとはいえず、理髪業は専門職身分と認められず単なる「素人」という位置づけであった。また所有から疎外された下職層だという評価⁷や、露店での営業や奉行所の手先⁸となったところから女髪結同様に蔑視される存在であった。

さらに明治以降でも理髪所の通称である「床屋」は、「不衛生で猥談と酒と博打と借金などと同義語だと世間で思われている」⁹とされていた。女髪結と髪結は、江戸期「賤業」¹⁰と呼ばれていた理由がここにある。明治維新以降近代化の流れの中でこのイメージを払しょくすることが課題となった。

以上近世の都市における髪結及び女髪結のおかれた状況を手短かに述べた¹¹。維新後はそれぞれ近代化の波の中で髪結は、断髪令により技術の西欧化をひた走り、逆に断髪令を受けた女髪結の技術の西欧化は非常に遅れた。ところが明治維新前後から様々な感染症の流行に日本は見舞われた。そこで対策とともに法令の整備も成されていった。理髪師及び女髪結も業務で使用する器具、布への消毒をしなければ不特定多数の人々と接し施術するため、伝染病を媒介する恐れがあった。そこで法令により規制される対象となった。一方理髪業界は組織¹²を作り、技術の近代化と共に衛生知識の普及にも乗り出した。ここに業界は、江戸期からの「賤業」イメージ打破の糸口を見出したものと考えられる¹³。

このように業界と制度とのかかわりを見る時、業界側の視点が強調されるように記述することもできる。本論はこの煩雑さを避け、京都府を最初とする規則制定、および理髪試験導入の経緯について論じることを目的とする。これまでの理美容史では、理髪規則が、衛生行政の一貫であるとしながら、その詳細な検討はされてこなかった。また道府県別の規則であったのにもかかわらず、東京府だけを俎上に載せて他を顧みていない。さらに大阪府の試験導入については、業界によって実現したという記述¹⁴もあり、ここに業界中心の制度史が存在している。

本論を論じる上で最も重要な史料である道府県の規則及び関係行政文書に関しては、部分的に理容組合史¹⁵、美容組合史¹⁶及び理美容関係史¹⁷などに引用されていることを認めるが、全体像は全く明らかにされていない。したがって全国の規則調査をする必要がある。また筆者の経験から、図書館にはない史料が古本市場に存在することがあるので、事情が許す限りこの方法

での史料の入手に努める。

なお規則には、試験科目の詳細と養成施設に関する条文も存在するが、本稿は制度設立と試験導入の経緯を論じることを主眼とし、試験と養成校に関しては別稿に譲る。

1. 本稿を理髪制度とした根拠について

戦後理美容は、美容師法及び理容師法により制度化され、美容師養成制度及び理容師養成制度と呼ばれている。しかし現在の制度の前身である明治期に定められた各道府県の理髪営業取締規則に規定された制度に、特定の名称はない。今後本研究推進のため、理髪制度と称した根拠を示しておく。

明治維新後の開化の気風は風俗に現れ、その一つに髷を落とした散髪スタイルがあり、1871年太政官布告¹⁸「散髪制服略服脱刀共可為勝手事」通称「断髪令」により散髪が公に認められた。以降男性の剪髪は急速に全国へ普及していったが、女性に対しては1872年東京府布達「違式誑違条例」第39条「婦人ニシテ謂レナク断髪スル者」¹⁹を最初にして各府県で同様の規定が施行され、女性の断髪は禁じられた²⁰。ここで髪を結う髪結ではなく、髪を整える意味の古語であった「理髪」²¹が使われ始めたと考えられる。しかし断髪を禁じられた女性の髪型は、結う技術による日本髪とその簡易版の束髪に、20世紀に入り欧米から輸入されたウェーブ形成技術による洋髪が共存していた。しかし制度上は結髪(髪を結う)の一語で表現され、理髪(頭髪・鬚髯の剪剃)の中に組み入れられたのである。

ところが、髪型以外の化粧や美顔を含めた業界の総称で、「美容」の技術が取り入れられた。これらの技術を施術する営業所の屋号として1905年に美容²²が使われ始め、「美容」は1930年代にかなり定着した²³と考えられる。なお美顔術は、男性の理髪においても明治期に取り入れられている²⁴。

東京府の場合、東京府警視庁令第11号1901年「理髪営業取締規則」は、美顔術²⁵(第1条)を加え同第31号1927年「美容術営業取締規則」へ、同第29号1935年「理容術営業取締規則」へと名称を変更した。だが理容は、屋号²⁶と神奈川(表1)の規則名としてすでに採用されており、理髪と美容を組み合わせたと考えられるが、この見解は推論の域を出ていない。なお戦前期は理容も美容も同一規則内で規定され、技術者は営業者、店舗は営業所(場)と統一的に表現されていた²⁷。ここでは全国調査により判明した道府県の規則にもとづき、考察を加えてゆく(表6)。

表1 規則に表現された名称の変遷
(数字は西暦の下2桁)

時代 タイプ	1868 ～ 1925 年	～1935年	～1945年	道府 県 数
東京・山梨	理髪	美容術 27	理容術 36	2
山口県	理髪	理髪	理髪	22
京都・佐賀	理髪	美容術 35	美容術	2
神奈川県	理髪	理容術 31	理容術	18
広島県	理髪	理と美 27	理髪と美	1

戦災により県報が焼失した高知県と沖縄県を除いた45道府県について、規則名の変遷をまとめた結果を、表1に示した。変遷の過程で5つのタイプに分類できた。最も早く名称変更をした府県名をタイプの代表とし、3つの年代区分で、その名称変更の時期も表した。すでに戦前期に理容が規則名に使われていたことが分かる。表6で広島県は、戦後の法律制定に先立ち、理髪と美容別の規則を制定していたことも分かった。なお広島の場合、1927年県令21号美容術営業取締規則第

3条で「年齢18歳以上の女子」と限定しているところに特徴があった²⁸。このように理髪と言う名称の使用を多く認めた。

さらに表4には全道府県での試験制度導入状況を表示した。そして栃木県²⁹を除く道府県で他道府県の営業資格が通用することも分かった。なお規則には養成施設の指定制度が、東京を除く道府県に存在した。指定校になれば無試験で資格がほぼ得られた。

以上のように制度としての概要を備え、理髪が規則名に多く使われていたという意味で、制度の名称を理髪制度とする。なお理髪制度に養成を入れなかったのは、戦前期の養成に関しては、学校が主体とは言えなかったからである。

2. 先行研究の問題点と研究方法

理髪史の歴史は、風俗史³⁰として記述されていることが多く、読み物としては非常に興味深い。またファッション関係を含め髪型の歴史³¹に関係する書籍は散見されるが、戦前期の制度についての論文は、今のところ見出せていない。

戦後、理美容師養成用の教科書などを出版している日本理容美容教育センターが編纂し、1970年に出版した「理容現代史」「美容現代史」³²は、巻末資料と本文との関係性を示していない。さらに記載の参考資料³³で、その所在が出版から既にかんがりの月日を経ているために分からないという問題もある。理髪規則については東京のみを取り上げ、京都で最初に定まった経緯を論じていない。しかも京都府の規則の対象は理髪のみであり、東京より先に山口県の規則に女髪結に関する記述があったことも明らかにされていない(表6)。これは全国の規則を調査せず、一部の府県規則を以て論じているからだと考えられる。さらに「理容現代史」と同様に「日本の理髪風俗」³⁴を著した坂口茂樹も引用文献の記載がない為に確実性に乏しい内容になっている。坂口は京都府の規則の存在を提示しておきながら、東京府理髪規則についてのみ説明している。

大阪府の試験導入を説明している「理容現代史」は、大阪の理髪業界が試験導入をしたかのような表現をしている。しかもここに公衆衛生行政側の視点は認められない。「理容現代史」を引用した辻功³⁵の「日本の公的職業資格制度の研究」の理髪試験についての204頁の記述をそのまま引用すると「特に外国人の理髪営業への進出に生活を脅かされた大阪の理髪業組合は、1918年府令による試験制度を設けた」とあり、業界主導で試験制度の導入が成されたと読み取れる内容になっている。

理髪規則に関する記述のある理美容史を、出版年順に表2にまとめてみた。学校史と組合史は、ほぼ所在地の道府県規則を中心とした記述になっている。これ以外は、東京を中心に規則の制定を説明し、京都府で最初に制定された規則の説明はない。さらに試験制度は大阪が最初だと分かるが、ほぼ「理容現代史」の引用だと受け取れる内容で、衛生行政を背景とした規則の制定という詳細な記述は認められなかった。しかし雑誌「しんびようプラス」の特集記事「素晴らしき美容昭和史」³⁶には、東京府の試験実施に関する詳細なる記事が掲載されている。試験に関する規則の制定から改正状況、試験科目や試験問題さらに受験講習の開催状況まで調べた結果が記事となっている。残念ながら大阪府³⁷に関しては、その事実だけが記載されているだけであった。しんびようプラス誌では東京府の試験実施を、美容師の質的改善と地位向上にあったと説明しているが、試験導入の背景となった公衆衛生上の問題に関する詳細な説明はなされていない。

また表3は辞典・事典類で理髪、理容、髪結と床屋について調べた結果である。なお女髪結で調べたが、制度の記述がなかったので省略した。坂口茂樹と高橋雅夫の理美容史には、どちらにも制度に関する記述が認められた。これらに京都府規則の説明はなかった。大阪の試験導入については、平凡社の世界大百科事典で「床屋」の説明の中で坂口が「業界の請願によって試験制度が採用された」³⁸に対して、同辞典の美容を説明している高橋は「公衆衛生上一定の知識を必要とすることから試験制度を制定」³⁹とそれぞれ異なる見解を示していることが分かった。以上のように本稿は、この二つの見解の相違を明らかにしなければならない。

なお、戦前期に養成校の教科書・理髪試験受験参考書⁴⁰や問題集⁴¹などが出版されているが、これらは法規についての解説はあるが、制度に関する説明、その成立に関する事柄に触れた記述はなかったので除外した。

飯田未希には、明治初期に設立され、わずか2年の活動で終わった婦人束髪会に関すること⁴²と、新聞紙上における女髪結のインタビュー記事において、彼女らの実態にどこまで迫れるのかを問うた⁴³2つの論文がある。これらは制度に直接に関わる内容ではないが、婦人束髪会が、髪の不潔さは疾患を生むと警告し衛生問題を喚起、その後の髪結ないし美容師の地位向上に結びつく枠組みではなかったのかという指摘を飯田はしている⁴⁴点で重視したい。

なお、本研究の史料は非常に限られており、個人史などに活路を見出さざるを得ず、雑誌及び新聞記事も引用しなければならないことを考える時に、飯田が文章の分析手法を考察している⁴⁵という意味で重要な論文である。

本稿では、誌面の制限もあり、新聞と雑誌を中心に、より多くの情報を集約し表現したいと考えるので、時系列に史料を並べ年表化する方法で分析を試みることにする。以上先行研究と

研究方法について論じたが、制度史関連の著作の多くが、論文の形式を踏まえていない点で、改めて「戦前期における理髪制度について」論じてゆくことにする。

表2 風俗史及び理美容史で制度史の記述がある書籍

年	著者	書名	出版社	東京規則 の該当頁	試験制度 の該当頁
1970	日本理容美容教育センター編	理容現代史	著者に同じ	76 - 78 東京のみ	107 - 110 大阪のみ
		美容現代史	著者に同じ	227 - 228 東京のみ	228 - 229 大阪と東京
1971	吉浜真芳・吉浜達夫編	沖縄理容史	沖縄高等理容学校	13 東京府規則、31 沖縄の制定年	33 - 34 沖縄の試験制定
1972	坂口茂樹	日本の理髪風俗	雄山閣	211~213 (京都 212)	大阪府試験導入 258~259
1981	千葉県理容史編纂委員会	千葉県理容史	千葉県理容環境衛生同業組合	千葉のみ 16~18	千葉県のみ 68 - 78
1986	新美容編集部	素晴らしき美容昭和史 その①マーセルウェーブからパーマネント・ウェーブへ	「新美容」44(7) 新美容出版	なし	94 - 96 大阪府と東京府の試験で、美容師の質的改善, 地位向上と説明
1987	新美容編集部	素晴らしき美容昭和史 その⑦第一回美容術試験行われる(東京)	「新美容」51(3) 新美容出版	なし	92~ - 97 東京府の試験, 社会的地位向上、徒弟制に一石を投じ
	北海道理容100年史編纂委員会	北海道理容100年史	北海道理容環境衛生同業組合	10~15 北海道は最後	記述なし
	佐々木幸夫	いわて美容物語	岩手県美容業環境衛生同業組合	17~18 東京より岩手早い	22~23 大阪、東京、岩手で実施とある
1989	春山行夫	髪 おしゃれの文化史 2	平凡社	393 大阪府が1898年最初	なし
1990	岡正信	近代の理髪と風俗	東京理容化学研究室	記述なし	48 東京導入年に誤、試験受験記
1998	全国理容環境衛生同業組合連合会編	理容師法施行50年史	著者に同じ	21 - 23	27 東京のみ
1999	美容史誌編纂委員会	茨城美容のあゆみ	茨城県美容業環境衛生同業組合	茨城県規則のみ 34~35	茨城県理髪試験のみ 36~38
2000	辻功	日本の公的職業資格制度の研究	日本図書センター	なし	204 大阪府で業界の請願で実現
2002	80年史編纂委員会	80th anniversary The History of Beauty Scene	新美容出版	なし	9 業界の発展向上は試験による資格取得 武田八百吉組合長が実現に尽力
2004	日本理容美容教育センター編	日本理容美容教育センター 50年史	著者に同じ	41 東京のみ	なし
2005	鈴木満編	国際理容美容学校 五十年誌	国際理容美容専門学校	53 - 54 東京のみ	54 東京在の学校で地元のみ記述
2006	村沢博人 学校用教科書	第2章日本の理美容の歴史「美容文化論1」	日本理容美容教育センター	19 東京のみ	20 - 21 大阪と東京

倉田研一

2007	前田昌良	日本・近現代美容史・人物文化史 ピープル to ピープル	オフィスマエダネゴ	なし	16 試験の名称, 誤り美容師試験はない
2008	組合創立 50 年史編纂委員会	組合創立 50 年史	神奈川県理容生活衛生同業組合	26 - 27 神奈川県のみ	なし
2015	千田啓互	理美容業界の規制緩和の必要性について	商大ビジネスレビュー(兵庫県立大)4 巻 1 号 273-294	276 東京の規則が初めてとしている	なし

表 3 辞典・事典類にみる規則の記述(女髪結には制度の記載はなかった)

出版年	著者	タイトル 該当頁	辞典・事典名	規則の記述
1988	坂口茂樹	理容 141	日本大百科事典 24 巻 小学館	東京府と試験採用の大阪府
1993	松田良一	理容師 457 - 458	近代日本職業事典・柏書房	戦後の制度のみ
	同上	髪結 82 - 83	同上	東京府のみ
1999	坂口茂樹	床屋 459	日本風俗史事典 弘文堂	なし
	坂口茂樹	理容 681	日本風俗史事典 弘文堂	東京府のみ
2001	—	理髪 879 - 880	日本国語大辞典第 2 版・小学館	なし
2007	坂口茂樹	床屋 254	世界大百科事典第 20 巻 平凡社	東京府と試験採用の大阪府
	高橋雅夫	美容 675	世界大百科事典第 24 巻 平凡社	東京府と試験採用の大阪府

3. 理髪制度の前提となった明治期衛生行政の特徴

理髪制度は、現在の制度に当てはめると厚生労働省がつかさどる生活衛生行政に属するものとして誕生した。現代は、グローバル化により物流及び人の行き来はより頻繁になり、恩恵を受けている反面で、感染症の流行といった危機を背負うことにもなる。

幕末開国に踏み切ったあと人々を苦しめたのは、感染症の流行であった。この招かざる客は幕末の戦乱と混乱に乗じて瞬く間に広がり、多くの死者を生んだ。感染症の典型はコレラで、19世紀最も致死率が高く、この時代世界的に流行しパンデミックを引き起こしていた⁴⁶。日本でも幕末から明治にかけて年間死者数が10万人を超える年もあり⁴⁷、コレラへの恐怖心からパニック状態になった民衆による暴動が起きることもあった⁴⁸。

明治期の衛生行政の基礎を作った、適塾出身の長与専斎によれば「多数を救うには、少数を顧みるに遑(いとま)非ず」と当時の方針を回想しており⁴⁹、警察権力を背景にした強圧的取締が行われた。

大日方純夫は、衛生への関与の仕方も顕著な特徴を有し、近代日本警察の特質のみならず、衛生行政の構造も浮かび上がってくると述べている⁵⁰。それは文部省管轄であった衛生行政が、1877年内務省へ移管され、警察が担当することによって始まり、犯罪に対処する機能に加えて、既存の秩序を解体して、権力が志向する新秩序を押し付けるための強力な装置となった事を意味するのである⁵¹。したがって理髪規則中に「風俗、公安を害するとき業務停止及び認可取り消しを命じることがある」は、この為だったと言える(表6)。

一方明治期の警察衛生は、富国強兵政策との兼ね合いから、環境整備つまりインフラ整備にまわす余裕などない低予算での施策でしかなく、常に治安対策と抱き合わせて実施された⁵²。さらに日清戦争と日露戦争により国の財政がひっ迫したため、当事者に費用を負担させる施策を取った。これにより各地方に衛生組合が組織された。その組合は、衛生思想の普及および罹患時の費用の負担などを担っていった⁵³。

1897年伝染病予防対策の集大成として「伝染病予防法」が施行され(表4)、第23条で道府県が衛生組合を設けて伝染病予防策を履行することが制度化され、理髪規則中にも組合とその加

入の規定がある⁵⁴。

理髪制度は、衛生管理を規定したと共に、以上二つの戦前期衛生行政の特徴を有していたと言えるのである。

4. 理髪制度の成立とその後の改正

理髪制度は、天皇の東京への行幸後、経済不況に陥り疲弊して貧民街も生まれた京都府において、1899年4月規則が制定され始まった。同年10月東京府も告諭「理髪業組合規約中ニ加フヘキ事項」を通達した。女髪結が対象となったのは1900年山口県令72号及び1901年東京府警視庁令11号の規則からで、これ以後各道府県で規則は制定されていった(表6)。

表4は、規則制定までの期間について、国立国会図書館で理髪を検索した内容を時系列にまとめたものである。理髪所及び理髪人の不衛生さについては、読売の寄書欄つまり投書欄に最初現れた。前述した1885年大日本私立衛生会の医師渡辺鼎とアダムスミス「国富論」を最初に訳した石川映作らが発起した「婦人束髪会」は、日本髪を不便・不潔・不経済だとして改良運動を推進した。しかし髪型論争ばかりが話題となり、疾病予防という会の主旨が当時の人々に理解されたとはいえない。日本髪の改良型の束髪も以後女髪結たちの創作により様々に変容を遂げ、日本髪以上に不衛生だとの批判も出現した⁵⁵。しかも渡辺の留学、翌年石川は死亡と運動の中心人物を失い、活動が短命だったということもあり、営業者の清潔意識の向上に寄与したとはいえない。だが髪の衛生問題を最初に提起したことだけは確かである⁵⁶。

こういった動向の中で、民間の公衆衛生事業を担うために1883年設立された大日本私立衛生会(現日本公衆衛生協会)の発行する雑誌には、理髪衛生の必要性和具体的な理髪器具の消毒法および、諸外国の理髪衛生行政に関する情報が掲載されていた。1895年には、理髪所衛生の必要性を喚起している。また理髪組合の存在と、その規約に剃刀の消毒を付け加えたことが分かった。また地方で規則制定の動きがあったことも分かった。さらに、1897年の朝日新聞も規則の必要性を問う論調となっていた結果、規則は制定されていったのである。

京都の規則の原点については、次のような記述がある。まず、1899年の大日本私立衛生会雑誌191号にハンガリー プタペスト市の理髪規則⁵⁷の訳が掲載されている。同誌198号でプタペスト市の規則を京都は採用し、1899年公布したことが書かれている。ところが1899年5月1日号読売新聞は、京都の規則を独逸のものだと報道している。なおこれについて医師松下禎二は日本の理髪規則制定時にドイツ留学中で、ドイツに当該規則はまだ制定されていなかったと回想しており、読売の記事との齟齬が認められる⁵⁸。

表4 新聞と雑誌記事にみる規則制定以前の理髪の情報及び関連法規

年代	掲載紙・掲載誌	タイトル及び内容
1876	読売 10/19 朝	投書 会話が過ぎ唾が飛ぶ
1880	伝染病予防規則	太政官布告第34号 伝染病予防法の前身
1885	東京輿論新誌 206(8) ⁵⁹ 読売 11/13 朝	婦人束髪会ヲ起スノ主旨 日本髪の不潔さ指摘 投書 理髪店の改良を望む
1886	日本薬局方	日本の医薬品の規格基準書=理髪器具の消毒薬
1891	教育報知 256 ⁶⁰	理髪器の消毒法 紹介
1894	東洋学芸 148(1/25) ⁶¹ 大日本私立衛生会雑誌 129 ⁶² 京都医事衛生誌 5 ⁶³	仏国の理髪所の消毒法紹介 コロンビアの理髪法規紹介 1895(明治28)年に対する衛生(博覧会の開催)
1895	大日本私立衛生会雑誌 144 ⁶⁴ 大日本私立衛生会雑誌 148 ⁶⁵	仏国の理髪衛生論文紹介 大阪理髪業者剃刀の消毒義務化, 組合規約改正
1896	京都医事衛生誌 27 ⁶⁶	市医意見書 理髪店衛生に関する勧告
1897	伝染病予防法 東京朝日 10/24 朝 東京朝日 11/10 朝	法律 36号 3/30 理髪所での感染症の予防対策 理髪伝染の予防 理髪と皮膚病

倉田研一

1898	大日本私立衛生会雑誌 185 ⁶⁷	理髪規則建議(福岡久留米)
1899	大日本私立衛生会雑誌 189 ⁶⁸ 大日本私立衛生会雑誌 190 ⁶⁹ 京都布令 48号 4/1 大日本私立衛生会雑誌 191号 ⁷⁰ 読売 5/1 東京朝日 6/8 朝 済生学舎医事新報(9) ⁷¹ 東京朝日 10/22 朝 警視庁告諭 1号 10/23 大日本私立衛生会雑誌 198号 ⁷² 読売 11/29 朝	ハンガリー、ブタペスト市の理髪規則紹介 ベルゲル医師理髪衛生提言 理髪補取締規則 除女髪結 京都 ハンガリー、ブタペスト市の規則参酌 <u>京都布令は独国規則翻訳</u> 京都府令紹介、必要説く 理髪業取締法ニ就テ <u>京都外国規則翻訳し公布</u> 理髪業組合規約 衛生管理を 東京府告諭の解説 投書 女髪結の道具消毒必要
1900	東京朝日 2/10 朝 読売 8/30 朝 山口県令 72号 9/18	警察命令違反多く講習開催 女髪結の届出を通達 理髪営業取締規則(女髪結に一部適用)
1901	読売 2/11 朝 東京朝日 2/22 朝 読売 2/27 朝 読売 2/27 朝 警視庁令 11号 3/6 京都府令 41号 4/13	禿頭病の話(円形脱毛症伝染病と判断された) 各地の禿頭病 禿頭病の感染予防 命令違反多数、規則制定請願 理髪営業取締規則 含女髪結 規則と名称改正 理髪営業取締規則 含女髪結

京都府の規則制定の背景は、小林丈弘⁷³の著作に認められる。京都の復興策である1895年第4回内国勸業博覧会開催にむけて劣悪な貧民部落などの対策を含めて、市内のインフラ整備が喫緊の課題となった。京都市は、博覧会開催後市内の環境整備状況の評価を、市の医師たちへ依頼した。その結果、人が密になり、感染しやすい場所として理容所及び理髪師⁷⁴への対策を市医意見書として1896年に勧告され規則制定に結び付いていった。なお、東京府より早く規則制定したのは表6で明らかのように、11府県で全体の2割に及んでいる。

一方東京府は、1899年理髪衛生に関する規約を告諭として交付した。しかし規約違反や女髪結にも規制が必要だとする記事があった。さらに日清戦争後の1901年に台湾からの帰還兵士を中心に禿頭病(表2今日の円形脱毛症)の流行に見舞われ、人々に非常に恐れられた。これらの状況下で、東京府は女髪結を含めた規則を1901年制定した。

明治期に定められた道府県の理髪営業取締規則の内容は、京都府規則や東京府警視庁規則とほぼ共通しており、理髪業の定義、営業者の住所氏名・営業所の位置・設備内容の届け出、伝染病罹患者の業務禁止事項、店舗内での器具・布片等を含め清潔及び消毒の義務規定、罰則規定(従業者、徒弟も含む)などであった⁷⁵。

女髪結が規則の条文に登場するのは、1899年京都府規則制定の翌年山口県規則⁷⁶においてであった。ただし山口県の規則はその一部につき規定する条項であり、第1条の理髪の定義に女髪結が加わるのは東京府⁷⁷の規則であった。各道府県制定時に女髪結を対象としなかったのは5割弱(表6)存在し、届け出義務にも適用外⁷⁸があった。東京府の定義でみると「店舗を構えると否にかかわらず」は、江戸期から主に無店舗で営業をしていた女髪結を示しており、取締に困難があったことが考えられるが、今後この問題も検討しなければならない。なお規則では、職業を意味する女髪結ではなく、その技術を意味する「結髪」が使われている。

さらに少し先の1910年代の改正状況を概観すると、清潔保持規定がより厳密になり、前項で述べた所轄警察署区域に従い組合を設けることなどであった⁷⁹。1920年以降では営業が届け出制から許可制に、業態種別に美爪術、染毛、美顔術(美容術)などが加わっていった⁸⁰。なお美顔術は、すでに専門店舗や学校の教科に存在していた⁸¹。

理髪制度は衛生管理を義務付けたが、従事する経営者と家族を含め、従業員の住所、氏名、生年月日や本籍を警察に届出⁸²することに加え、公安や風俗に対する規定もあり、前項で述べたように治安維持の目的もあったと考えられる(表6)。早いところでは千葉県⁸³や石川県⁸⁴で認められるが、各道府県での採用年を見ると一定ではないことが分かる。

5. 理髪近代化に向けた民間団体の動向について

現在戦前期の組合に関する記録は非常に限られるため、新聞記事に現れた情報を中心に見てみたい。なお、現在も都道府県ごとに理容業と美容業別に環境衛生同業組合があり、組合史を編纂し出版している組合もある。しかし戦前は規則にもとづくいわば強制された組織であり、戦後の同業者組織とは異なるものと言える。そこでここでは、戦前期に理髪師が全国組織とし結成した大日本美髪会の活動に焦点を当てて、その活動を新聞紙上で追うことにする。

理髪規則の組合規定とは別に、民間の団体として 1906 年理髪業者が設立した「大日本美髪会」があり、理髪近代化と地位向上をめざした団体で、会則第二条では「本会は理髪結髪ニ関スル衛生ト之ガ改良進歩ヲ図ルヲ以テ目的トス」⁸⁵とある。

筆者の手元にある本会の機関紙「美髪」によれば、衛生及び技術の全国各地の講習会や外地の支部の存在、さらに通信講習も実施されていたことが分かる⁸⁶。なお機関紙「美髪」の所在がいまだ不明の為、この発見が期待される。

警視庁衛生部長栗本庸勝が「理髪師諸君に望む」⁸⁷と題した文章を寄稿している。「現今の理髪業者に衛生的思想がない、我が理髪業界は社会の進歩と比較して遅れている、衛生的業務、文明的業務としてどこ迄もその心持をもって業務に勉励してもらいたい」と述べて衛生管理の認識を求めていたことが分かる。

なお 1928 年全国理髪業者大会が開催され、規則統一運動を決議している。1913 年から過去 3 回全国大会を開催したが、未だ解決に至らずと伝えている⁸⁸。

1916 年に東京府で「婦人結髪組合事務所」を設置し東京市内に散在する無数の女髪結を統合するという報道があった⁸⁹。一方洋髪・美顔術を扱う美容師は、1925 年「東京婦人美容協会」を発足させた⁹⁰。1926 年理髪と髪結両組合が結集し統一試験制度採用運動決議⁹¹をしている。

1928 年「東京婦人美容協会」は法人化し社団法人「大日本婦人美容協会」となり⁹²、会長遠藤波津、副会長は大場静子と早見君子であることが分かる。この組合の目的は①婦人の理髪美容に関する衛生思想の普及宣伝、②美容師の養成、③技術の向上とあり、美容業界も衛生思想の普及を目的にしていたことが分かるのである。

以上から、理髪業界は統一的組織を持ち、技術と衛生に関する講座を全国展開し、規則統一のロビー活動をしていたことが分かる。さらに大日本美髪会の講習会参加者に女性名⁹³があり、支部活動で結髪業者と合同する⁹⁴ことに関する記述もあった。したがって女性の参加および結髪業者の受け入れも認めていたことが分かる。

また女髪結に対して、西洋髪型と美顔術を扱う美容師の存在が確認でき、それぞれ組織を作っていたことも分かった。

6. 試験制度の導入について

規則制定後、最も大きな改定は試験制度の導入であった。表 4 と同様の作業で、表 5 を作成した。

各府県の試験採用以前、1916 年大日本美髪会は、内閣府に統一試験実施の請願をして「現今ノ社会情勢ニ鑑ミ深く研究ノ上決スベキ事ニシテ今直ニ之ヲ採用スルノ限リニアラスト認ム」⁹⁵と試験実施は時期尚早だと否定された。それから 1935 年まで営業者の地位の向上を目指すための統一試験及び統一規則の請願を幾度となく繰り返した。帝国議会議事録⁹⁶と国立公文書館⁹⁷に記録が存在するが、戦前期に請願は実らなかった。

試験は 1918 年大阪府が最初に採用し、翌年理髪師のみに実施した。女髪結は 1922 年の規則改正以後の実施であった。その経緯については「理容現代史」に記述があり、坂口⁹⁸及び辻⁹⁹がこれを引用している。ただし根拠となった史料の提示が曖昧で確証が得られず、大阪府公文書館に、理髪業取締法規の簿冊¹⁰⁰が存在したので、これを参考に分析を試みた。繰返しになるが「理容現代史」は、大阪の試験制度実施のきっかけは、中国人理髪業者(主に耳掃除)の進出だったとしている。業界は圧迫され死活問題が生じた。これを解決するために 1917 年大阪府理髪営業取締連合会の議決に基づき、府議会に運動した結果、試験制度が採用されたとしている¹⁰¹。

1911 年に大阪府知事が内務省警保局長宛に「大阪市に於ける支那人の理髪業者の数及びその従業状況に関する件照合」¹⁰²で、中国人理髪人の実数と雇用形態を提示して今のところ営業への侵害は少ないとしている。この場合 1906 年の新聞等でも日本人の雇用した中国人だと分かり、決して中国人が独立し店舗を構えているということではない。また耳や鼻の掃除に関して 1914 年北里柴三郎が衛生会雑誌 337 号に寄稿した論文の中で、耳毛と鼻毛を剃る行為は、梅毒感染の恐れありと施術の禁止を求めている。なお「耳毛鼻毛の剃毛禁止」の条文は、1918 年大阪府令 95 号の 5 条や 1932 年警視庁令 30 号の 11 条に認められる。

倉田研一

1913年の規則改正の理由を「時代の変遷と取締の実況に鑑み改正す」と報告し、結核・トラホームなど多数の感染者が、営業していることを糾弾している¹⁰³。

1914年の文書では、1913年改正後の現状を、臨検の結果、規則強化後も違反者増加を確認し「該当業者ハ業務ノ関係上低級ノ知識ニ満足セル結果トシテ衛生ノ何物タルヲ解セサル往多ク従テ取締上の困難察ス」¹⁰⁴と状況を危惧する報告をしている。1915年トラホームの治療成績の報告¹⁰⁵後は、これに類する文書は見いだせなかった。

表3で1901年の東京府規則制定後の東京朝日の報道であるように、規則違反が摘発されることが分かる。トラホーム、結核、梅毒を問題視し、特にトラホームは目の近辺の剃毛をする際に、感染の恐れのあることを風俗画報は指摘し、日本人に雇われた中国人の施術だとの報道がある。以上のような状況が東京中心の情報であるとはいえ、規則違反者や感染症の問題が生起し、その対策が喫緊の課題になったと考えられる。これは1914年の大阪府文書が理髪師の衛生意識の低さに手を焼いていることでも、読み取れるのである。

戦前期の最大のパンデミックは、日本も含め全世界で流行したスペイン風邪と言われたインフルエンザが原因だった¹⁰⁶。内務省の報告によれば、大阪府が試験制度の導入を決めた1918年8月から翌7月における患者100に対する死亡率は神奈川1.7、東京0.9に対し、福井2.7、大阪2.3と西日本に多く、同年度の死者は25万人を超えた¹⁰⁷。しかし1918年度大阪府公報に流行性感冒の報告はなく、狂犬病の発生頭数の報告だけが多数認められた。

一方新聞報道では表5にあるように、1918年5月場所中の力士に流行性感冒患者が発生したことを皮切りに、朝日¹⁰⁸では年末までに156件の感冒記事が認められた。読売¹⁰⁹では46件だった。翌年1919年朝日122件、読売101件、1920年朝日190件、読売149件と多数の記事が確認できた。なお1921年には沈静化したと報道されている。実際数字的には、第1波流行よりも第2波流行の死亡率は高く、深刻な状況が足掛け3年間続いた¹¹⁰。

表5にあるように大阪の流行性感冒は、甚だしいと報道されていることが分かる。耳掃除をする中国人問題と大阪府に対する業界の働きかけについての確証はない。しかし理髪業者の衛生観念のなさに加えてインフルエンザの大流行が、大阪府の試験制度導入を後押ししたと考えられる。

大阪朝日¹¹¹は、上村府衛生課長談として「元来理髪業は、外科医の分類なのでそれ相当の知識がなければならぬのであるが同業界目下の状態に放任しておいては衛生上恐るべき事が多いので始めて試験制度を採用することとなり、技術はもちろん生理衛生上の予備知識を向上し衛生上の危害を防止することに努める」、さらに業界からの請願については「連合組合なる大組合で教育機関の向上を促し、現在の徒弟の品性を更に善くし素行不良の者を無くして今少しく品性ある営業者を完成したいというので規則を改正された次第である」と報道している。ここでは行政側と業界側の意図が分かるが、ここに業界からの請願を認めたが、外国人耳掃除の報道はなかった。さらに試験制度の請願意図には、営業者数の増加という背景も考えられ¹¹²、江戸時代も仲間を作り同業者の乱立を阻止した¹¹³ように、試験による数の淘汰は、過当競争を避けたい理髪業者の思惑と合致すると考える。

上記の上村府衛生課長談には、理髪師の起源が外科医だとする発言があるが、このような発言が賤業とみなされた日本の理髪師の起源との相違において、誤解される原因を作ったと考える。なお、大阪府の試験科目は、筆記と口述において①解剖生理、②伝染性疾患、③消毒、④理髪法規であった。前述したが、女髪結が対象となったのは1922年で、翌年の1923年さらに大阪府訓令により理髪試験と結髪試験に分離し、学科試験に加えて実地試験を課すことになった。なお試験については、養成校の教科との関連があるため、別稿に譲る。

大阪府は試験制度採用後に、既存の養成校の扱いに関する基準を定めた¹¹⁴。現行の法規の養成施設設置基準に該当し、指定養成校卒業資格で免許取得を可能とする試験免除規定だった。

表5 新聞と雑誌記事にみる試験実施までの理髪の情報

年代	掲載紙・掲載誌	タイトル及び内容
1901	読売 4/24 東京朝 東京朝日 9/2, 12/31 朝	理髪業者に対する庁令勸行 取締による規則違反摘発

1902	福井県医学会雑誌 47 ¹¹⁵	公衆衛生上理髪消毒望む
1903	東京朝日 10/21, 10/23 朝	規則違反摘発
1905	衛生新報 9(12/2)1 ¹¹⁶	理髪業の取締
1906	読売 5/12 朝 風俗画報 341(6)、35. ¹¹⁷ 東京朝日 6/6, 7/31, 12/26 衛生新報 61(12/1)4. 東洋薬報 4(12/8)64. ¹¹⁸ 読売 12/25 朝	中国人による耳と目の掃除処 目の掃除とトラホーム 規則違反、理髪注意事項 横手千代乃助談「理髪と衛生」 横手千代乃助「理髪の衛生」 理髪の注意 感染予防
1907	衛生新報 65(1/10)5.	綿引朝光談「理髪店と衛生」
1908	日本警察新聞 143(2/25) ¹¹⁹	理髪具の消毒を厳にせよ
1911	内務省警保局長宛文書	大阪支那人理髪業者就業状況
1913	大阪府規則改正の件 8/23	大阪府令 61 号公布理由
1914	大阪府取締励行の件 1/29 大日本私立衛生会雑誌 377(9) ¹²⁰	規則違反者増加を危惧 北里柴三郎「理髪店で伝染する病気の注意」
1915	大日本私立衛生会雑誌 383(3)177. 医海時報 1080(3/6)431 ¹²¹ 大日本私立衛生会雑誌 384(4)267-268 生活 3(10)98 - 102 ¹²²	理髪職と結核 理髪職と結核 理髪業者へ布達 耳鼻毛剃毛 栗本庸勝「理髪店の消毒実行」
1916	東京朝日 3/27 朝	衛生講話するが普及せず
1918	東京朝日 5/10 朝 東京朝日 10/25 朝 東京朝日 10/27 朝 関東都督布令 37 号 10/31 東京朝日 11/1 朝 東京朝日 11/5 朝 同前 東京朝日 11/6 朝 大阪府令 95 号 12/23 大阪朝日 12/24 朝 東京朝日 1 2/25 朝	面白くない初日取組 力士の休場多数 横浜帰港シベリア丸に患者続出、患者に近寄 るな、咳の飛沫から感染。 警視総監, 衆人雑踏患者に近づくな, 消毒 流行性感冒予防ニ関スル件。 大阪市中の流行益々甚だしい。 大阪の患者激増、全市を包み尽くす。 大阪三井物産支店長代理夫妻死去、その孤児 2 名も重体。 島村抱月逝く、京大も休校。 理髪規則第 4 条理髪試験事項 理髪業者を試験し。 上村衛生課長談、業界改善の為の試験 全国で一千万人の患者、東京は 10 月 28 日か ら平均毎日 200 人死亡。
1919	東京朝日 2/5 朝 東京朝日 6/24 朝	感冒の注意書警視庁から発表 人の集まる場 所、マスク(呼吸器)、うがいなど 「市営火葬建議」民間だけでは、足りないので 火葬場建設する。
1920	東京朝日 1/3 朝 読売 1/10 朝 東京朝日 1/19 朝 同誌同日 東京朝日 1/23	警視庁福永衛生部長談「市民の衛生の自衛的観 念が乏しいのは驚くほど、マスクを着用の人 は何人もいない、恐るべき伝染病の感染を放 任している」 「流感益々猖獗」大阪学級閉鎖情報。ある工場 では感染者の 1 割以上死亡と報道。 マスクどこでも品切れ続き悪徳商人が粗悪品 を売ったり、大幅値上げをしたりと 一家死滅の惨憺たる事件市内至る所あり 市電も電話局も毎日 5-6 百人の欠勤者
1922	大阪府令 68 号 9/4 大阪毎日 9/5 朝	理髪規則女髪結も試験対象に 女髪結と人格

倉田研一

	神戸新聞 9/26 朝	兵庫県 散髪屋に試験制度
1926	東京朝日 12/15 朝	試験制度採用を望む
1927	警察協会雑誌 317 (1) ¹²³ 東京朝日 6/15 朝 東京朝日 9/28 朝 東京朝日 10/23 朝 東京朝日 11/3 朝	井口乗海「理髪店舗衛生法」52 - 57 届出から許可営業に変更 規則違反の摘発 理髪規則, 内務省案考中 規則違反者 20 余名検挙
1928	警察協会雑誌 336 (8) ¹²⁴ 読売 8/10 朝 読売 9/29 朝	山田正弘「理髪師試験制度実施の状況」 内務省全国統一規則と試験へ 内務省理髪規則発布予定
1930	警視庁令 21 号 7/3 読売 8/12 朝	美容術規則 東京府試験採用 警視庁吉田衛生課長「試験実施理由」
1932	公衆衛生 50 (2) ¹²⁵ 東京朝日 3/2 朝	三浦義男「理髪営業取締規則の統一について」 美容室一斉検査違反多数
1933	公衆衛生 51 (2) ¹²⁶ 警察協会雑誌 393 (5) ¹²⁷ 東京朝日 8/13 朝	伊藤壽「理髪営業取締に就て」 椎名道雄「理髪結髪・美顔術の試験制度」 内務省統一試験規則制定へ

東京府の理髪試験実施は 1930 年で、表 5 の 1926 年と翌年の新聞紙上で見ると、試験を望む声や違反の摘発記事が、さらに統一試験及び規則制定の動向もある。このような背景が試験実施を促進した理由だと推測できる。

東京府警視庁吉田衛生課長は 1930 年読売で「業者の中には衛生思想を無視しているものが多い、単純な学科でも素養のある人たちが少ないので可なり苦痛だろうが、衛生思想の向上だし、お互いの為だからやむを得ぬ」と語り、同衛生課伊藤壽は公衆衛生¹²⁸の中で、業者の怠惰・悪癖、群雄割拠状態(営業者数の増加)、学校数過剰の解消の為には試験が必要だと言っており、行政側の試験採用意図が読み取れる。なお東京府の資格は、理髪と結髪に美顔術¹²⁹を加えたところに特徴があり、実地試験は戦前期を通じて課されなかった。また前述したが指定養成校卒業による無試験資格取得はならず、指定実施修練期間を満たすことで受験資格を得ることができた¹³⁰。ここに他府県との相違があった。東京府に指定校規定がなかったのは、伊藤壽の言っている学校数過剰の解消に根拠があると考えられる。

7. 理髪制度統一運動と理髪制度評価論争

第 6 項でも述べたように業界の請願運動の結果は出なかったが、表 5 の新聞紙上で、内務省が統一規則制定に動いていたことが分かる。そして 1929 年に衆議院に統一規則案が上程され採択された¹³¹が、田中義一内閣の総辞職のあおりを受けて結局実現しなかったのである¹³²。

1927 年以降理髪規則に関する誌上論争が繰り返されている(表 5)。まず警視庁防疫課長の井口乗海が警察協会雑誌 317 号に衛生取締に加え、理髪所の賭博や美髪所の売春斡旋なども減り、警察の取締を評価している。1928 年内務省衛生局の山田正弘は同協会誌 336 号で全国の試験実施状況を見て、営業者の向上発展を促すと評価し、試験統一の必要性を強調した。これを受け 1932 年内務省衛生局の三浦義男は公衆衛生 50 号で全国の試験実施状況を詳細に調査して問題点と改善案を提示し、試験の重要性と規則の統一を主張した。1933 年前述の警視庁衛生課伊藤壽も公衆衛生で取締規則の統一は急務だとしたが、同年内務省の椎名道雄は警察協会雑誌 393 号で、試験によらずとも業者の数は自然淘汰され、衛生管理は営業者の自覚に待つべきだと三浦に真っ向から反論しているのである。

以上のように業界が規則統一を求めていただけでなく、営業者の怠惰・無知、風紀上や髪結の亭主(配偶者の無業を誇りとするような女髪結の悪癖)の問題、営業者の過当競争問題などを挙げつつ、試験と規則統一の必要性を行政側も主張していたことが分かったのである。

8. まとめと考察

全国規則調査において、1899 年京都府で最初に理髪規則が制定され、さらに 1918 年大阪府の試験採用から 1930 年東京府の試験採用までの理髪制度成立の背景と経緯を概観してきた。理髪制度が、当時の様々な感染症の流行を受けその対策を担った衛生行政の一環で京都府が最初に定めたこと、制度の強化のために理髪試験が採用されたことを明らかにした。

現在理髪制度に関する記述は、東京府の規則が中心となっている。しかし京都を始め 2 割を超える府県で東京より早く規則を制定し、しかも山口県の規則には女髪結に対する記述も存在し、今後この点を改めてゆく必要がある。

試験制度については、「日本の理髪風俗」を著した坂口茂樹に対して同じく風俗史学会員であった高橋雅夫の間に、大阪府の試験導入に異なった見解があった。これを上村大阪府衛生課長の言に従うと、試験導入には行政側と業者側の二つの意図が反映されたものであることが分かった。「しんぴようプラス」誌の美容師の「質的改善と地位向上」という試験導入の根拠は、東京府に関しての記事上の説明ではあるが、坂口とは異なる業界側の姿勢を表現していると考えられる。これに対して理髪制度論争では、椎名道雄¹³³が、試験制度の導入の理由を「営業者の数を制限すること」だとしているが、この評価は最も的確に行政側と業界側、両者に共通する真の意図を言い当てていると考えられる。

また理髪業者が中心となった制度の統一運動が盛んに行われたことに対して、行政側も試験制度を評価した上で、統一試験と統一規則の制定が急務だとの主張があったことを明らかにした。

さらに警視庁と内務省吏員の誌上論争に 1932 年時点 11 道県で試験制度がないとの誤認はあった(表 6)。しかし公に深い議論が存在したことは評価できる。さらに戦後、高等学校職業課程に理美容師養成課程設置案が審議された時、業界の反対¹³⁴で現在の私学専門学校独占体制は確立した。これを問題視して議論は起こらず、現役の理美容師養成校教員はいまだに、教育研究もできないという現実がある。

一方、従来の制度史は業界を中心とした色彩が強く、衛生行政の一貫であったという認識に欠けていた。「賤業からの脱却」がテーマだと考えれば「理容現代史」や現在の大阪府理容組合の HP¹³⁵に大阪府の試験導入の決定を、業界からの要請によるものとした記述は、よく理解できる。前述の通り筆者は国会への様々な請願が業界から発せられた事実に加えて、感染症対策強化と規則違反増加に対する策として試験制度の導入を決したと判断した。さらに理髪制度には公安と風俗に関する取締条項も含むことで、江戸期からの制度の連続性が読み取れた。これは昭和の戦間期に営業自粛を強いられたことで理解できる。また事務の煩雑化の解消と多くの問題の対処には、規則統一が課題だったと認めるが、戦前期は業務資格ではなく営業資格¹³⁶であり、全従業者の制度理解には限界があったと考えるべきで、誌上論争には、この認識が欠けていたと言える。

髪結や女髪結が、棘の道を歩いてきたことは最初に述べた通りだ。社会が差別と偏見の目で彼らを見てきたからだ。世間の意識を変えることが、業界の念願であり、そのために様々な活動を展開したと考えられる。一方その制度を利用することで、同業者の乱立を阻止するという思惑も見え隠れするのである。

9. 残された課題

本稿では、戦前期の理髪制度の始まりとなった京都府における規則制定の経緯と、その後最大の改正点となった大阪府における試験制度採用の経緯を明らかにした。しかしながらまだ確信をもって論述できたとは言えない。

特に大阪府の業界の動きはつかめていないからだ。組合についていえば明治期より、各警察署管轄において結成されていることは、規則の条文によって分かっている。さらに理髪師の組織、女髪結の組織、美容師の組織、さらに地域別の組織、府県別の組織に全国組織と複雑な状態になっており、実態把握は困難だ。国会請願運動を激しく展開していた事実を考え、組織の実態を根気強く解き明かしてゆかねばならない。また業界は、江戸期より奉行所、明治以降は警察との関係が深い。ここに請願のし易さがあったのだろうか。これも大きな疑問である。

規則の導入から改正に関して、さらに詳細に分析を試みる必要がある。本稿は、そのさわりを記述したに過ぎない。同一規則の中に規定されながら理髪師と女髪結ではその適用に時間差があった。これも全く解明できていない。各道府県別規則とすることを考慮すると、それぞれの地方史における研究が必要になる。筆者には、研究を継続する時間的猶予が少なくなってきたので、若き研究者たちに託したいと思う。いつしかそれぞれの研究成果を結集し、議論ができるようになることを心から期待する。

表. 6 戦前期の制定年別に見た各道府県の規則の相違について(年号は西暦下 2 桁)

道府県名	制定年	女髪結	試験制度採用年	名称変更年	公安風俗	互換	道府県名	制定年	女髪結	試験制度採用年	名称変更年	公安風俗	互換

明治維新以降戦前の理美容に関する法令の制定と改正について

倉田研一

北海道	1 0	左同	3 8	41 理	16	41	滋賀	0 2	左同	2 8	—	28	28
青森 *	0 1	左同	2 7	—	33	27	京都	1899	0 1	2 5	35 美	25	25
岩手	0 0	1 8	2 7	35 理	—	44	奈良*	0 2	左同	3 1	—	24	31
秋田	0 1	0 9	3 0	—	09	32	和歌山	0 6	左同	2 6	36 理	17	26
山形	0 1	左同	2 8	—	25	28	大阪	0 1	左同	18、23	—	18	18
宮城 *	0 1	1 3	2 7	35 理	27	27	兵庫	0 0	0 1	2 2	—	28	32
福島 *	0 0	2 5	2 9	—	29	27	鳥取	0 2	1 7	2 5	—	17	25
栃木	0 1	左同	2 8	36 理	28	無	島根	0 1	2 3	2 8	36 理	28	27
茨城	0 1	左同	2 7	—	27	27	岡山	0 1	0 9	2 7	—	27	27
千葉	0 1	左同	26,28	37 理	10	37	広島*	0 4	左同	27 理	—	27	27
群馬	0 1	左同	2 7	36 理	36	36					32 美	32 美	27
埼玉	0 1	左同	3 0	—	30	30	山口*	0 0	左同	2 3	—	23	23
神奈川	0 4	左同	3 1	31 理	31	31	徳島	0 1	左同	2 2	36 理	18	36
東京	0 1	左同	3 0	35 理	30	30	香川*	0 0	1 7	2 7	—	17	27
山梨	0 2	左同	3 2	36 理	27	32	愛媛*	0 1	2 7	2 7	38 理	27	27
長野	0 2	左同	3 2	32 理	24	32	高知 ¹³⁷	戦災	0 9	2 7	戦災	27	27
新潟	0 1	左同	2 7	—	—	27	福岡*	0 1	左同	2 6	38 理	18	26
富山	0 0	0 3	2 8	—	28	28	大分	0 2	左同	2 9	36 理	29	29
石川 *	欠号	1 2	3 0	33 理	12	30	宮崎	0 0	2 7	2 7	38 理	16	27
福井	0 0	1 5	2 0	—	20	無	熊本*	0 3	左同	2 6	38 理	25	26
静岡 *	0 2	左同	2 8	—	28	28	長崎*	0 1	2 1	2 6	—	31	35
愛知	0 0	1 3	2 8	41 理	25	28	佐賀	0 3	左同	3 0	35 美	30	30
岐阜 *	0 2	左同	2 4	—	19	24	鹿児島*	0 0	0 3	2 6	—	26	26
三重	0 1	0 4	2 9	—	27 [△]	29	沖縄 ¹³⁸	0 4	戦災	3 1	戦災	30	31

1. 規則は各道府県の公報に掲載され、戦災によって失われた高知と沖縄を除き、都道府県名に*印のある場合は県立図書館所蔵、無印の場合は公文書館所蔵で、例外として石川県は県庁資料室、山梨県は県庁総務部行政経営管理課に所蔵されていた。都道府県における調査は、2011年から2018年にかけて実施したものである。なお、2021年現在大阪府公報と三重県報は、デジタルアーカイブス化されネットでの検索が可能。
2. 女髪結は、条文中に結髪・結束という業態種別の記述がある場合の年度を表した。
3. 公安風俗は、「風俗その他公安を害する・・・」の条文が加わった年。△は類する条文の意。
4. 互換とは、他道府県で取得した資格も、営業資格ありと認めた年。
5. 千葉県と大阪府の試験の制定に関しては左の年号が理髪、右の年号は女髪結を示す。

註

- 1 吉田伸之「第8章巨大都市における身分と職分1 髪結」『近代都市社会の身分構造』東大出版 1988, 258 - 283
- 2 横山百合子「一九世紀江戸・東京の髪結と女髪結」高澤・ティレ・吉田編『別冊都市史研究パリと江戸—伝統都市の比較史へ—』山川出版 2009, 85 - 102.
- 3 林怒哉「婦人職業案内」文学同志会 1897, 49. 高収入と評価
- 4 吉田前掲, 266 - 267.
- 5 吉田前掲, 271.
- 6 横山百合子「江戸・東京の髪結と女髪結 (その2) 髪結株と仲間」『研修紀要』日本理容美容教育センター 2009 春号, 12 - 16, 特に 16.
- 7 吉田前掲, 282 - 283.
- 8 吉田前掲, 280 - 281.
- 9 日本理容美容教育センター編「理容現代史」日本理容美容教育センター、1970、90.

- 10 同前書「理容現代史」75.
- 11 理髪史の歴史を語る時に、西洋の理髪史との連続性があるかのような表現や誤解を受けるような記述もある。たとえば外科医と兼業だったかのような表現であるが、このような歴史は日本の理髪にはないということ的前提とするという意味。外科医起源は、松本伸「理容シンボル文化史考」松本伸理容室、2013.
- 12 この組織は 1905 年創立の大日本美髪会で別稿で述べる。
- 13 筆者は、理髪業の近代化促進の要因を①衛生管理の知識、②技術に関わる医学及び化学知識の取得、③養成校の設立と仮定し、本稿は①の制度について論じる。
- 14 前掲日本理容美容教育センター編「現代理容史」107 - 111.
- 15 北海道理容 100 年史編纂委員会「北海道理容 100 年史」北海道理容環境衛生同業組合 1982. 9~19, 1938 年の改正で理髪試験の条文が加わった点に関する記述はない。
- 16 美容史誌編纂委員会「茨城美容の歩み」茨城県美容業環境衛生同業組合 1999, 34~44. この書は戦前期の制度史が、ほぼ網羅されており、すべてではないが規則も史料として添付されている。
- 17 前掲「理容現代史」76 - 77. 規則制定時の東京府規則のみの引用で、その後の改正に関する記述に規則の引用はなく、各道府県に関しての説明は、試験制度を最初に導入した大阪府に関してだけで、ここに大阪府規則の引用はない。
- 18 国立公文書館 <https://www.digital.archives.go.jp/img/1360552> 2021/6/5 検索。
- 19 太政官類典として国立公文書館にある違式註違条例の記録。
国立公文書館 <https://www.digital.archives.go.jp/img/1387073> 2021/6/5 検索。
- 20 坂口茂樹「日本の理髪風俗」雄山閣 1972, 180 - 236.
- 21 平安期の 10 世紀ごろの文章の中に、元服や裳着に際し 髪型を整える事、その役割を担う人。小学館国語辞典編集部編「理髪」『日本国語大辞典第二版第 20 巻』小学館、2002, 879 - 880.
- 22 北原美顔 HP 北原の歴史について <http://kitahara-bigan.co.jp/about/history/> 2021/2/2 検索。
1899 年北原十三男は美顔術の「東京美容院」開業。なお、遊佐盈作「改正小学美容術」京都教育書房 1885. の美容術は、軽体操のことを示している。なお、北原が 1921 年設立した日本女子美容術学校の設立認可届の履歴書には、1905 年開業となっているので、後者を採用した。履歴書は、東京都公文書 304.F7.15(7).
- 23 太田菊子「現代婦人就職案内」『婦女界』第 3 巻 31 号付録 1925, 54 頁。ここに美容師の記載あり。
- 24 大場栄一「遙かなり昭和」創英社 1990, 38 - 46.
- 25 川村貞四郎「美容師の取締規則は近い中に決定する」『美容画報 10 月号』1926, 7. 美容術・美顔術は流行しており、規則は必要で目下研究中である。
- 26 Hatsuko Endo HP Hatsuko Endo の歴史 https://weddings.hatsuko-endo.co.jp/brand_story/ 2021/2/2 検索、1905 年遠藤波津子が「理容館」開業。
- 27 大阪府令第 61 号 1913 理髪規則 2 条、5 条。
- 28 東京朝日 1930 年 9 月 27 日夕刊に「ここにもまた試験地獄」で東京府の結髪合格に、2 男子ありと報道。
- 29 栃木県の規則では、試験制度導入後に営業者と、従業者を分離し、店舗の許可申請者は資格を持たなくてもできる規定となった(栃木県令第 58 号理髪営業取締規則第 2 条)。これに対して東京の店舗の許可申請者は、資格を持たなければできなかった(東京府警視庁令第 21 号美容術営業取締規則第 4 条)。栃木県の試験制度導入後もすでに従業者として働いていたのであるならば、これは資格ありと認める条文があり、他の府県での従業者を受け入れないとする条文もここにはない(同じく栃木県令 58 号営業者は 32 条、従事者 34, 35 条)。
- 30 江馬務「日本結髪全史」立命館出版部、1936. 春山行雄「髪おしゃれの文化史 2」平凡社 1989. 等がある。
- 31 江馬含め金沢康隆「江戸結髪史」青蛙房、1982. 橋本澄子「日本の美術 3 結髪と髪飾」至文堂、1998. 等多数。
- 32 日本理容美容教育センター編「美容現代史」同センター、1970. なお『しんびようプラス』新美容社 1986 年 7 月号 No. 44 から 1987 年 4 月号 No. 52 まで連載された「素晴らしき美容昭和史」は非常に詳しく参考になる。
- 33 前掲「理容現代史」「美容現代史」の資料として提示された「美髪」「美容世界」「天美」は所在不明。
- 34 前掲 20 坂口 211~214 で京都府規則に関しては 212 に記載あり。
- 35 辻功「日本の公的職業資格制度の研究」日本図書センター 2000, 204.
- 36 新美容昭和美容史取材班編「素晴らしき昭和美容史 昭和元年～昭和 10 年その⑦第 1 回美容術試験行われる」『しんびよう』1987(3)51, 92~99.
- 37 新美容昭和美容史取材班編「素晴らしき昭和美容史 昭和元年～昭和 10 年その①マーセル・ウエーブからパーマネント・ウエーブへ」『しんびようプラス』新美容社 1986(8)44, 96. ここで試験制度が整備されてい

- ったという表題で東京府の実施を説明しており、試験は美容師の質的改善と地位向上にあるとしている。大阪府理髪試験に関しては公布された年代の記述だけであった。
- 38 坂口茂樹「床屋」『世界大百科事典 第20巻』平凡社 2007,254.
- 39 高橋雅夫「美容」『世界大百科事典 第24巻』平凡社 2007,675.
- 40 細川正勝「理髪衛生教科書」大阪理髪専修学校出版局 1922. 細川正勝「女子結髪衛生教科書」大阪理髪専修学校 1925. 松平勉「美容衛生学講本 前編」美容衛生学研究所 1930. 石川喜代壽講「警視庁 美容術営業関係法令講義」1931. 下野英三郎「理髪試験合格法」理容縦横協会 1935. 伊藤留八「新撰理容学」福島県理髪組合連合会 1936. など筆者自身の所有書から。
- 41 木村真之助「理髪衛生学教科書」北海道理髪学校 1923. これは問答形式で書かれており、北海道の試験導入は1938年と遅いが、試験対応を見据えたものと考え。山崎忠太郎「理髪衛生試験問答」天容社 1926. など
- 42 飯田未希「婦人束髪会の初期の議論について—髪結との関連から—」政策科学 3(3)2016, 207~222.
- 43 飯田未希「髪結の伝記的記事について—『読売新聞』を中心に—」政策科学 24(3), 2017, 331 - 351.
- 44 前掲 40 飯田、219.
- 45 前掲 41 飯田、344 - 346.
- 46 酒井シズ「近世社会とコレラ」酒井・村上編『疫病の時代』大修館, 1999, 66 - 90.
- 47 山本俊一「日本コレラ史」東大出版会 1982. これは統計の記述が詳細である。
- 48 杉山弘「II コレラ騒動論」新井勝紘編『日本の時代2 自由民権運動と近代社会』吉川弘文館 2004, 146 - 175.
- 49 松本順・長与専斎「松本順自伝・長与専斎自伝」平凡社東洋文庫 1980, 171 - 175.
- 50 大日方純夫「日本近代国家の成立と警察」校倉書房, 1992, 190.
- 51 同前大日方, 184.
- 52 柿本昭人「健康と病のエピスマーター」ミネルバ書房, 1991, 91 - 92.
- 53 笠原英彦「第9章伝染病予防法の成立」笠原英彦／小島和貴『明治期医療・衛生行政の研究』ミネルバ書房 2011, 223 - 228.
- 54 大阪府令第61号 1913 第9~13条.
- 55 水島幸子「第6章髪」古宇田劬太郎・水島幸子『嫁入り文庫第7編化粧の巻』実業の日本社 1917, 103 - 104.
- 56 現在は、毛髪の清潔を保つには洗髪が重要であり、そのための洗浄剤や保湿剤がある。しかもシャワー設備もあるが、戦期の女性が髪を洗うことは、容易なことではなかったはずだ。美容書で洗髪の回数を調べると、藤波芙蓉「新式化粧法」博文館 1910, 205 では3週に1回、医師の樋口繁次・三本松清吉「健康増進叢書美容編」実業の日本社 1915, 153 は月1回、小幡恵津子「美容」『主婦の友花嫁講座 お作法と美容』主婦の友社 1939, 302, 冬は月1回か2月に3回、夏は10日に1回か1週間に1回。明治期、大正期、昭和期の美容書を見たが、いずれも洗髪の回数は少なく、これでは清潔が保持されるとは言い難く、婦人束髪会が願った髪の衛生問題の本質的な解決は、今日にならなければ無理だったと考えられる。
- 57 大日本私立衛生会雑誌 191(4)298. にハンガリー、ブタペスト市の理髪規則の訳が掲載されている。
- 58 松下禎二「理髪具の消毒を厳にせよ」『日本警察新聞』日本警察新聞社 1910, 143号, 2 - 3. ドイツの統一は1871年で、法規は州単位の規定で、その当時統一法規は、まだなかったという意味だと考えられる。
- 59 渡辺鼎「婦人束髪会ヲ起スノ主旨」嚶鳴社刊 1876, 6 - 9.
- 60 教育報知は、東京教育社刊 256(3)14.
- 61 東洋学芸は、東京社刊 148(1/25)46.
- 62 正式には大日本私立衛生会雑誌で、同会刊 129(1)126.
- 63 京都医事衛生誌は同社事務所発行、5(8/10)8-9.
- 64 大日本私立衛生会雑誌 144(4)492-493.
- 65 大日本私立衛生会雑誌 148(8)829.
- 66 京都医事衛生誌 27(6/30)11-12.
- 67 大日本私立衛生会雑誌, 185(10)601.
- 68 大日本私立衛生会雑誌 189(2)101-103.
- 69 大日本私立衛生会雑誌 190(3)194-196.
- 70 大日本私立衛生会雑誌 191(4)298.
- 71 済生学舎医事新報は同社刊(9)802-805. 内藤順作・荒井欽次郎共稿、耳毛鼻毛の剃毛の危険性を喚起。
- 72 大日本私立衛生会雑誌 198.
- 73 小林丈弘「近代日本と公衆衛生」雄山 2001. 15, 119, 146, 160.

- 74 前掲京都医事衛生誌 27, 11-12「市医意見書」から
- 75 東京府警視庁令第 11 号 1901 年第 1 条から 11 条。
- 76 山口県令第 72 号 1900 年第 6 条「女髪結には第 3 条第 2 号（布片の洗浄）5 条（家族従業者への監督責任がある事）を適用せず。ただし皮膚病その他伝染性疾患あるものに剪刀剃刀櫛等をしたときは第 3 条第 5 号（消毒法）により消毒すべし」
- 77 東京府警視庁令第 11 号第 1 条は「理髪と称するは店舗を構えると否とに拘らず剪髪又は結髪を成す営業を謂う」
- 78 大阪府令第 61 号 1913 年第 15 条。
- 79 東京府警視庁令第 38 号 1913 年及び同第 17 号 1915 年理髪規則の改正で明確である。
- 80 東京府警視庁令第 30 号 1927 年第 1 条, 第 4 条。
- 81 東京都公文書館 301. C2. 091913「東京女子美髪学校」及び前掲 13 の 1905 年開業の東京美容院。
- 82 大阪府令第 61 号 1913 年第 2 条、第 4 条。
- 83 千葉県令第 115 号 1910 年大 28 条。
- 84 石川県令第 19 号 1912 年第 2 条。
- 85 前掲「理容現代史」83 - 84.
- 86 大日本美髪会「美髪」9 (9), 大日本美髪会 1914, 21 - 27.
- 87 同前、栗本庸勝「理髪師諸君に望む」1 - 2.
- 88 東京朝日 1928 年 4 月 6 日朝刊「全国から集まり床屋さんが決議」.
- 89 読売 1916 年 2 月 2 日朝刊「結髪組合の成立」
- 90 東京朝日 1925 年 12 月 15 日朝刊「美容術師の組合」
- 91 東京朝日 1926 年 2 月 17 日朝刊「床屋さんの改善運動」
- 92 読売 1928 年 9 月 19 日朝刊「創立された美容協会」
- 93 前掲「美髪」9 (9)29. 第 20 回理髪講習生徒氏名に東京小石川の近江やえ、とある。
- 94 前掲「美髪」9 (9)28 岐阜県東農支部で結髪業者との合同の記述あり。
- 95 国立公文書館, 纂 01368100 - 030「理髪業者試験制度制定請願の件」.
- 96 国会図書館帝国議会議事録検索システム「理髪」を検索 <https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/result> 2021/2/18 検索
- 97 国立公文書館デジタルアーカイブスで「理髪」を検索 <https://www.digital.archives.go.jp> 2021/2/13 検索
- 98 前掲 20 坂口, 258 - 259.
- 99 前掲 36 辻, 204.
- 100 大阪府公文書館 BB3-0023 - 70000009379
- 101 前掲「理容現代史」107 - 111.
- 102 国立公文書館 1997 年警察 00187100, 004
- 103 大阪府公文書館 BB3 - 0023 - 7 - 0000141201 規則 1 条で耳掃除の中国人も理髪業者に包含するとある。
- 104 大阪府公文書館 BB3 - 0023 - 7 - 0000141206
- 105 大阪府公文書館 BB3 - 0023 - 7 - 0000141202
- 106 東京都健康安全センターHP 2021/2/20 検索 <http://www.tokyo-eiken.go.jp/sage/sage2005/>
- 107 内務省衛生局編「流行性感冒死者数調査票」内務省 1920.
- 108 国会図書館にて朝日新聞「聞蔵Ⅱビジュアル」で流行性感冒を検索した結果を表示 2021 年 6 月 15 日検索。
- 109 国会図書館にて読売新聞「ヨミダス歴史館」で流行性感冒 wp 検索した結果を表示 2021 年 6 月 15 日検索。
- 110 前掲 107. 内務省衛生局。
- 111 大阪朝日 1918 年 12 月 29 日号朝刊「理髪業者を試験し」「業界改善の為 初めて試験制度」。
- 112 伊藤壽「理容営業取締に就て」『公衆衛生』51 (2) 日本衛生会 1933, 94.
- 113 前掲 6、横山「研修紀要」2009 春号, 16.
- 114 大阪府令第 1 3 号 1 9 2 8 年理髪規則第 13 条。
- 115 福井県医学会刊 47 (5) 1-3.
- 116 衛生新報社 9 (1/2).
- 117 風俗画報は東洋堂刊
- 118 東洋薬報は東邦薬報社刊

-
- 119 松下禎二筆で日本警察新聞は、日本警察新聞社刊。
- 120 北里柴三郎「理髪店で伝染する病気の注意」大日本衛生会雑誌 1914, 377(9)573-575.
- 121 医界事報は医海事報社刊
- 122 「生活」は博文館刊
- 123 警察協会雑誌 317 号 52 - 57 は、警察協会刊
- 124 警察協会雑誌 336 号 39 - 40.
- 125 公衆衛生 50(2)104-111 は日本衛生会刊。
- 126 公衆衛生 51(2)93 - 99.
- 127 警察協会雑誌 393 号 43 - 47.
- 128 前掲公衆衛生 51 号, 94 - 99. 伊藤は養成校を無統制なるものと批判、東京府に養成校卒の無試験規定がないのは、これによると考えられる。
- 129 東京府警視庁令第 41 号 1932 年の改正で第 33 条は試験の種別を廃止し業態の種別だけになった。これで理髪と結髪試験だけになった。
- 130 東京府警視庁令第 29 号 1935 年の改正で、東京府内において満 5 か年以上実地習得をすれば、考査を経て営業資格を与えることがあったとした。
- 131 第 56 回帝国議会衆議院請願委員会第 12 号 1929 年 3 月 22 日第 933 号「理髪営業取締規則統一その他に関する件」
- 132 前掲 9「理容現代史」132.
- 133 椎名道雄「理髪結髪乃至美顔術の試験制度に就て」『警察協会雑誌』 393 号 41.
- 134 日本理容美容教育センター編「日本理容美容教育センター50年史」同センター2004、84 - 85、96 - 100.
- 135 大阪府理容衛生同業者組合 HP 大正期組合史 <https://oskriyo.jimdofree.com/> 2021/2/13 検索サービス過剰や低料金問題解消の為、試験の請願。
- 136 東京府警視庁令第 30 号 1927 年第 3 条.
- 137 高知県理髪営業取締規則「全国美容術営業新法令と結髪の沿革」東京理容研究所, 1927, 439 - 450.
- 138 沖縄県理髪営業取締規則「沖縄県令達類纂」1906. 沖縄県理髪営業取締規則「現行沖縄県令規全集」1929.